

事業所における 「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン

2018年（平成30年）9月
帰宅困難者支援に関する協議会

目次

はじめに	P1
第1章 基本的な事項	
1. 基本的な考え方	P2
2. 対策の前提	P2
3. 被害想定	P2
4. 本ガイドラインの対象範囲	P4
5. 定義	P5
6. 一斉帰宅の抑制に関するフロー	P6
第2章 平常時の取組み	
1. 企業等における施設内待機等の計画策定と従業員等への周知	P7
2. 企業等における施設内待機のための備蓄について	P8
3. 平常時からの施設の安全確保	P10
4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保	P12
5. 帰宅ルールの策定	P12
6. 従業員等への提供が求められる情報及び情報提供のあり方	P13
7. 訓練等による定期的な手順の確認	P13
8. 地域防災活動への積極的な参加促進	P13
第3章 発災時の取組み	
1. 出勤時間帯等、発災時間帯に応じた対応	P14
2. 安全確認及び施設内待機	P14
3. 施設内に待機できない場合の対応	P15
4. 災害関連情報等の入手	P15
5. 被災者支援・復旧活動への参加	P15
第4章 混乱収拾時以降	
1. 企業等における帰宅開始の判断	P16
2. 従業員等への提供が求められる情報	P16
参考1：企業等に求められる情報提供のあり方	P17
参考2：行政機関の取組み	P19
参考3：施設内待機等にかかる計画（例）	P20

はじめに

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が予測されており、大規模地震等の発生時には、道路や鉄道等の施設被害、交通規制等により、公共交通機関の途絶や道路の通行不能が生じ、大阪府域においては、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される。

こうした中、従業員等が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもある。

従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するためには、従業員等の一斉帰宅を抑制することが重要となる。

また、平成30年6月18日午前7時58分に発生した大阪府北部を震源とする地震では、出勤時間帯であったことから、従業員等を自宅待機させる企業等があった一方で、出社か自宅待機の判断を従業員等に任せたり、社内ルールの周知が不十分で混乱を生じた等、企業等においては様々な対応が見受けられた。

こうしたことから、企業等においては、従業員等を施設内に待機させる、あるいは自宅に待機させる等、発災時間帯に応じた対応をあらかじめ考えておく必要がある。

本ガイドラインは、企業等が、これらの対策を適切に行うための参考となる手順等を示したものである。本ガイドラインをもとに、企業等が従業員等の帰宅抑制等に積極的に取り組んでいただくことで、大阪府域における帰宅困難者対策が推進されることを期待するものである。

なお、本ガイドラインは首都直下地震帰宅困難者等対策協議会作成の「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成24年9月10日）及び「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（平成24年9月10日）を参考にとりまとめたものであるが、南海トラフ地震対応強化策検討委員会（平成30年7月設置）の検討状況を踏まえ、一部改正を行っている。

第1章 基本的な事項

1. 基本的な考え方

公共交通機関が運行を停止している中、大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉に移動を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救命・救助活動、緊急輸送活動などの応急活動に支障をきたすことが懸念されるため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本的な考え方としている。

本ガイドラインは、出勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合に事業所にとっていただきたい行動について示したものである。

2. 対策の前提

本ガイドラインに基づき企業等が行う対策の前提として、南海トラフ巨大地震の被害想定及び上町断層帯地震の被害想定を考慮する。

3. 被害想定

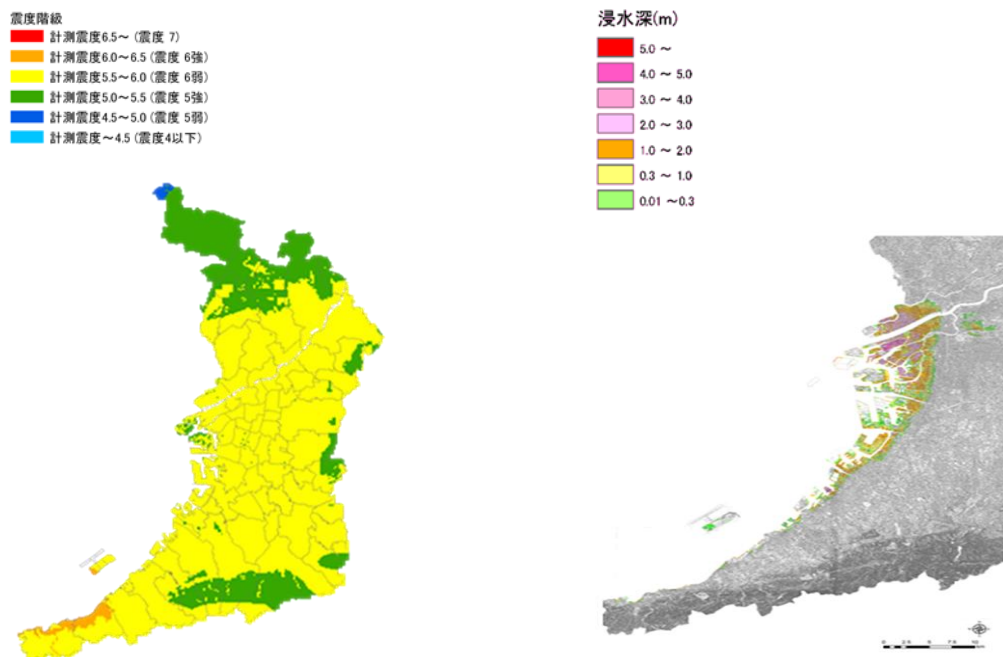
(1) 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

府全体では、最大で震度6強、死者が133,891人（津波からの避難が遅い場合）、全壊・全焼建物が179,153棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生し、避難者数は1カ月後が最大で約192万人に達するとともに帰宅困難者は約146万人発生する。【図1参照】

(2) 上町断層帯地震の被害想定

府全体では、最大で震度7、死者が約12,700人、全壊建物が約36万棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生し、避難者数はピーク時約81万人に達するとともに、帰宅困難者は約142万人発生する。【図2参照】

【図1】 南海トラフ巨大地震における震度、津波浸水想定

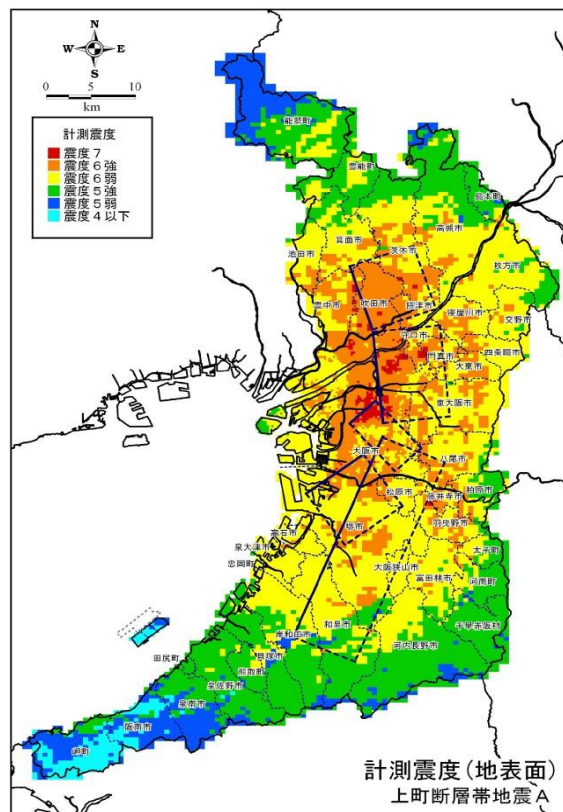


出典：大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

(http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/bukai.html)

(詳細図 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00271160/84tunamisyousai3.pdf>)

【図2】 上町断層帯地震Aにおける震度分布



出典：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書：平成19年3月」

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00267683/01.pdf>)

4. 本ガイドラインの対象範囲

(1) 事業所の種別について

本ガイドラインは、事業所内にいる者の殆どが従業員等である大阪府内の一般の事業所を対象とする。

(2) 津波浸水想定区域内の事業所について

南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域に立地する事業所等においては、避難指示等が発令されているか否かにより対応が異なる。

避難指示等発令時には、津波が襲来すると想定される区域から逃げることを最優先に考え、避難計画（※）及びその後の対応計画を策定しておくことが肝要である。したがって、避難指示等発令時の対応については、本ガイドラインの適用の範囲外とする。

（※）避難計画については、国が定める南海トラフ地震防災規程作成例などを参考に作成してください。

＜対策計画・南海トラフ地震防災規程作成例＞
府のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/taisakukeikaku.html

(参考) 法に基づく計画等の作成等

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域内であって、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき大阪府知事が設定する津波浸水想定（P3の図面参照）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域にある病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設等の管理者等は、南海トラフ地震防災対策計画等の作成、届出が義務付けられている。

対象者は、別途定められている「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」等に基づき、必要な手続きを行う必要がある。

災害時の対応について
 (事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインの範囲)

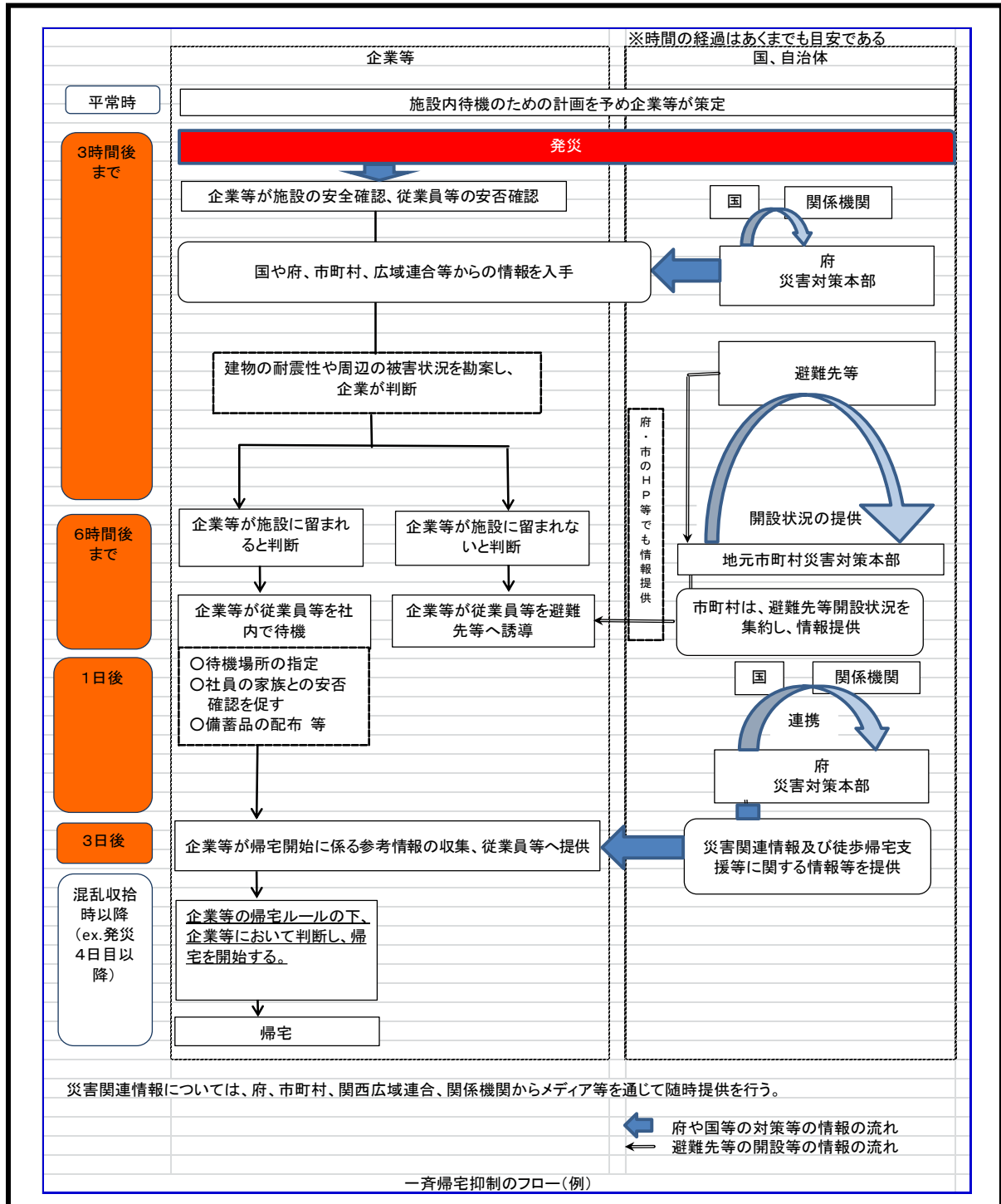
避難指示等 発令の有無	なし	一斉帰宅の抑制(本ガイドラインの対象)
あり	至急逃げる (本ガイドライン の範囲外)	一斉帰宅の抑制(本ガイドラインの対象)
	避難指示等対象区域	避難指示等対象区域外

5. 定義

企業等	株式会社、有限会社等民間会社、公益団体、公共団体等営利・非営利に関わらず全ての事業者
従業員等	正規・非正規・ボランティアを問わず、事業所内で職務遂行のためにその場にいる者
帰宅困難者	地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離であること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人） (中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」定義より)

6. 一斉帰宅の抑制に関するフロー

従業員等の一斉帰宅の抑制に関するフローは下図のとおりである。なお、フロー図は、津波からの避難の必要がない場合の標準的な例を示したものであり、津波の有無や災害の規模、各事業所等の事情等により適宜柔軟に対応することが必要である。



※災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではない。

第2章 平常時の取組み

1. 企業等における施設内待機等の計画策定と従業員等への周知

(1) 計画の策定（計画については、20頁の（例）を参照）

企業等は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておくものとする。

その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても、定めておくことが必要である。

また、他の企業等や行政機関との連携、地域における帰宅困難者等に対する取組みへの参加等についても、可能な範囲で計画に明記するものとする。

○出勤時間帯など発災時間帯別に事業所がとるべき行動

基本ルール（時間帯別行動パターン）		
A：出勤時間帯に発災	B：就業時間帯に発災	C：帰宅時間帯に発災
<ul style="list-style-type: none">原則、従業員等に自宅待機又は自宅に戻るよう指示。ただし、通勤途中で事業所に近い場合は、職場などで安全確保を指示。災害対策や業務継続を行う上で必要不可欠な人員は除く。	<ul style="list-style-type: none">従業員等に施設内待機を指示。外出中の従業員等は周辺の安全な場所で待機を指示。来所者を施設内の待機スペースに誘導。	<ul style="list-style-type: none">原則、従業員等に事業所待機又は事業所に戻るよう指示。ただし、帰宅途中で、自宅に近い場合は、自宅などで安全確保を指示。

○出勤時間帯や就業時間帯に発災し、しばらくしてから帰宅時間を迎える場合の対応

広域に被害が及ぶ場合
周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握し、従業員等に施設内待機の指示を継続。

(2) 複合ビルでの役割分担

テナントビルの場合や、入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はあらかじめ役割分担を取り決めておくことが望ましい。

また、入居している各企業等における備蓄内容等をあらかじめ情報共有し、発災時に備えておくことが望ましい。

(3) 従業員等への周知

企業等は、施設内待機等に係る計画等を、冊子等（電子媒体も含む）により、あらかじめ従業員等に周知しておくものとする。

2. 企業等における施設内待機のための備蓄について

従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。

(1) 備蓄品の保管及び配布

円滑に備蓄品の配布ができるよう、次のような備蓄場所や配布方法についても考慮しておく必要がある。

- ・高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことを検討しておく。
- ・配布作業の軽減や個人の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておくことを検討しておく。
- ・施設内において、備蓄品の保管場所を確保することが困難な場合は、近隣の企業等や地域住民と共同により、施設内とは別の場所に備蓄品保管倉庫を設けるといった方法を検討しておく。
- ・津波被害が想定される区域に立地する企業等においては、津波浸水を想定した備蓄場所を検討しておく。

(注) 保管されている備蓄品が避難通路を塞ぐ障害物となり、消防法令等の違反状態（スプリンクラー設備の放水ヘッドを塞ぐこと、自動火災報知設備の感知器が設置免除されているP S（パイプシャフト）（※）、機械室等を倉庫として使用すること等）とならないようにする。

（※）P S（パイプシャフト）とは、各階を通じ、たて方向に各種配管（給排水管やガス管等）を通すために、床や天井を貫通して設けられる空間のこと。

(2) 備蓄量の目安

発災後3日間程度は、応急対策活動期とされていることから、救助・救急活動を優先させる必要がある。

そこで、従業員等の一斉帰宅により救助・救急活動の妨げとならないようにするため、発災後3日間は企業等が従業員等を施設内に待機させられるよう、備蓄量の目安は最低3日分とする。

ただし、以下の点について留意することが望ましい。

- ・企業等は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討しておく。
- ・企業等は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から外部の帰宅困難者等（来社中の顧客・取引先など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討しておく。

なお、備蓄品の目安について、以下にまとめているので参考にされたい。

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の目安

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水は、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食は、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布は、1人あたり1枚
- (4) その他の品目は、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

（備考）

（ア）上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、燃料（※）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

（イ）企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

（例）非常用食料、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

3. 平常時からの施設の安全確保

発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策等に努めるものとする。

- 災害発生時の建物内の点検個所をあらかじめ定めておくとともに、内閣府（防災担当）が平成27年2月に策定した「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（※）を参考に、建物の緊急点検のためのチェックシート等を作成しておく。
（※）「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/renraku/3/pdf/shiryou6.pdf>）
- 従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討しておく。
- 停電時の対応を含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、「建物の安全確保の方針（例）」を参考に、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておくことが望ましい。

(参考)

建物の安全確保の方針(例)

1 事前準備

(1) 建物の耐震性を確認し、安全性を確保

昭和56年以前の建物については、耐震診断や耐震補強を実施する。

(2) 従業員等の待機場所や応急救護所の設置

従業員等の待機場所や怪我人の応急救護所については、安全確保ができる場所に設置する。

(3) 企業等の施設内家具類の転落防止措置等

○安全な家具の配置

避難通路の確保、窓際に背の高い家具を配置しない 等

○家具の配置・物の置き方

家具類は生活の場所と離す。家具の上に物は置かない 等

○オフィスの安全スペースの確保

(例) 廊下、エレベータホール、会議室、ミーティングエリア

○キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策

コンクリート壁等へ金具で固定。ツナギ材での連結 等

○デスク周辺の注意

デスク、テーブルは連結して固定、OA機器をデスク等に固定 等

○ローパーティションの固定

レイアウトによる安定化。床・壁に固定 等

○複写機等の転倒・移動防止対策

キャスターをロック、ベルトなどで壁面に連結 等

※ビルの高層階(概ね10階以上)では、長周期地震動対策として家具類のキャスターのロックや吊り下げ式の照明の揺れ防止等も行う。

【東京消防庁作成「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より】

2 発災後の対応

(1) 建物の安全性をチェック

施設の安全のためのチェックリスト等を活用し安全を確認

(2) 照明設備や空調設備等必要な措置を講じ、施設内待機可能な環境を確保

4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保

企業等は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

企業等は、従業員等に対し、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行わせるなどにより、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努めることが望ましい。

また、被災した場所から、会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等がとるべき対応を検討しておくことも必要である。

(2) 安否確認手段

安否確認は、電話の輻輳や停電等を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- ・固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
(例) 災害用伝言ダイヤル171
- ・固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの
(例) 災害用伝言板、Web171、災害用音声お届けサービス、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、IP電話、専用線の確保 等

5. 帰宅ルールの策定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地などの把握に努め、あらかじめ帰宅に関するルール（順序）を定めておくものとする。

また、本人・家族・医療機関等との情報共有に努め、企業等に留まらせることが困難な加療中の者等については、災害時にあらかじめ定めた内容に従って、病院等に搬送するなどの対応を行うことが望ましい。

なお、企業等に留まらせることが困難な加療中の者等とは、治療や投薬を継続的に行う必要があり、中断することにより病状の悪化や生死に関わる者等、緊急やむを得ない状況にあると、社会通念上認められる者に限定することが望ましい。

(2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認することが望

ましい。

また、社員を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認等を行うことなども検討しておく。

6. 従業員等への提供が求められる情報及び情報提供のあり方

企業等は、一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に対して家族の安否、被害状況や公共交通機関の復旧見通し等の必要な情報を提供することが望ましい。

従業員等が求める情報の中で最も優先度が高いのが、家族等の安否情報である。企業等が従業員等へ安否確認手段を平時から周知することも、帰宅困難者に冷静な行動を促し、一斉帰宅の抑制を図る上で有効である。

なお、企業等に求められる情報提供のあり方を参考1にまとめているので、これらを参考に、従業員等への情報提供手段を複数整備しておくことが望ましい。

7. 訓練等による定期的な手順の確認

企業等は、地震を想定して自衛消防訓練等を実施する際には、就業時間帯に発災した場合、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合等、様々な時間帯を想定した訓練を実施し、従業員等に自宅待機等を指示する手順等についても確認しておく必要がある。

また、従業員等だけでなく、従業員等とその家族等との安否確認の訓練も行っておくことが望ましい。

なお、訓練は、年1回以上定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機等に係る計画に反映させていくことが必要である。

※南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域内に立地する事業所等においては、津波被害が想定される場合とされない場合のそれぞれについて、訓練等を実施することが望ましい。

8. 地域防災活動への積極的な参加促進

企業等は、平時から地域の防災訓練など防災活動に参加するとともに、従業員等が帰宅困難者になった場合も想定し、災害時の地域における被災者支援・復旧活動へ参加されるよう従業員等に呼びかけを行うことが望ましい。

第3章 発災時の取組み

1. 出勤時間帯等、発災時間帯に応じた対応

企業等は、あらかじめ定めた発災時間帯に応じた基本ルールに従い、従業員等が身の安全を確保されるよう安全な場所で待機することを指示する。

(1) 出勤時間帯の場合

企業等は、従業員等（災害対策や業務継続を行うための従業員等を除く）が在宅の場合は自宅で待機させることとし、通勤途中の場合は自宅に戻るよう、従業員等に指示する。

ただし、通勤途中で、従業員等が事業所に近い場合は、事業所などで安全を確保するよう指示する。

(2) 就業時間帯の場合

企業等は、従業員等が事業所に居る場合は事業所に待機するよう指示する。

なお、外出中の従業員等に対しては、周辺の安全な場所で待機するよう指示する。

(3) 帰宅時間帯の場合

企業等は、従業員等が事業所に居る場合は事業所に待機させることとし、帰宅途中の場合は、事業所に戻るよう指示する。

ただし、帰宅途中で、従業員等が自宅に近い場合は、自宅などで安全を確保するよう指示する。

発災後、しばらくしてから帰宅時間を迎える場合は、事業所周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握し、引き続き、従業員等に施設内待機を指示する。

2. 安全確認及び施設内待機

(1) 施設の安全の確認

従業員等が安全点検のためのチェックリストにより施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認と従業員等の待機

行政機関等から発信される災害関連情報等を入手するとともに、周辺の被災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させるものとする。

(3) 来所者の待機

来所者についても、従業員等に準じて、可能な限り施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

3. 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、企業等は、行政機関からの避難先等の開設情報等をもとに、避難先等へ従業員等を案内又は誘導する。なお、案内又は誘導先は、地域の状況に応じて決定するものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

4. 災害関連情報等の入手

地震発生時には、テレビやラジオ、インターネットなど各種手段を通じて被害状況などの情報収集に努めることが必要である。

なお、情報の入手先として、「おおさか防災ネット」「防災情報メール」「エリアメール・緊急速報メール」なども有効である。

5. 被災者支援・復旧活動への参加

企業等は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲の人員で、地域における被災者支援・復旧活動（特に避難行動要支援者の保護等）に努めることが望ましい。

第4章 混乱収拾時以降

1. 企業等における帰宅開始の判断

企業等は、行政及び関係機関、鉄道事業者等（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報や目視等による状況確認を踏まえ、従業員等の帰宅が救助・救急活動の妨げとならず、また、帰宅ルートとなる道路の通行に支障がないなど安全に帰宅できることを確認した上で、あらかじめ定めたルール等に基づいて、待機している従業員等を帰宅させる。

2. 従業員等への提供が求められる情報

企業等は、交通機関の復旧状況、帰宅困難者の搬送体制、帰宅経路の道路被害、避難先等の運営情報等の情報提供を行うことが望ましい。

参考1：企業等に求められる情報提供のあり方

(1) 情報提供のあり方

企業等に求められる情報提供のあり方			
帰宅困難者から提供が求められると想定される情報	情報の入手先・入手手段(例)	情報の提供方法(例)	平時から実施可能な取り組み(例)
<p>周知・指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○むやみに移動を開始しないことの周知 ○身の回りの危険からの安全確保と被害状況に応じた避難の必要性等の注意喚起 ○帰宅に関する対応方針、指示 ○避難の指示 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○声によるアナウンス・館内放送 ○掲示板(紙) ○電子メール(携帯電話・パソコン) ○ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅に関する対応方針の策定 ○従業員への周知 ○対応方針・指示の伝達手段の複数整備 ○伝達手段の使用方法的従業員への周知、テスト・訓練の実施 ○バックアップ電源対策の実施
<p>安否情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安否確認手段やその利用方法についての情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○通信事業者、インターネット 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員への周知資料、ホームページへの掲載 ○掲示板(紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の安否確認手段についての情報収集 ○従業員への周知 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○家族や知人の安否情報 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○特設公衆電話 	<ul style="list-style-type: none"> ○特設公衆電話の整備
<p>地震情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震度情報・余震に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ・テレビ等 ○おおさか防災ネット 	<ul style="list-style-type: none"> ○入手情報の館内放送 ○電子メール(携帯電話・パソコン) ○掲示板(紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報メールの登録 ○府、市町村、発災時の連絡窓口、連絡方法の確認 ○バックアップ電源対策の実施 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
<p>被害情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分が住む地域、居る地域、居場所周辺の被害 ○道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込み ○公共交通機関の運行状況・復旧見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ○おおさか減災プロジェクト ○国の防災情報 ○鉄道事業者 ○日本道路交通情報センター ○インターネット ○ツイッター等SNS 	—	—
<p>帰宅情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰宅経路を知るための地図情報 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○地図の掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の地図の用意
<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況 ○駅周辺の混雑状況 ○企業等周辺の被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ・テレビ等 ○おおさか防災ネット ○防災情報メール ○おおさか減災プロジェクト ○国の防災情報 ○インターネット ○ツイッター等SNS 	<ul style="list-style-type: none"> ○入手情報の館内放送 ○掲示板(紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ○おおさか防災ネットなど情報発信先の確認 ○バックアップ電源対策の実施 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域の避難先等、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設・運営情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○府、市町村による提供情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○掲示板(紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域の避難先等、災害時帰宅ステーションの協定締結事業者の確認 ○府、市町村による開設情報提供方法の確認 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域の帰宅困難者(一般の帰宅困難者及び避難行動要支援者)の搬送拠点、代替搬送手段 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、府、市町村 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○府、市町村、発災時の連絡窓口、連絡方法の確認 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
<p>全般</p>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○職員への周知・教育

(2) 情報の入手先 (例)

おおさか防災ネット	気象・地震や災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供するポータルサイト (http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html)
ツイッター	もずやん@大阪府広報担当副知事 (https://twitter.com/osakaprefPR) おおさか防災ネットのTwitter (https://twitter.com/osaka_bousai)
防災情報メール	おおさか防災ネットの気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信 (http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html)
エリアメール・緊急速報メール	気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス
Yahoo! 防災速報	ヤフー株式会社との災害協定に基づき、自治体からの緊急情報として「避難勧告等の情報」や「避難所開設情報」等を発信するサービス (https://emg.yahoo.co.jp/)
おおさか減災プロジェクト	大阪府民やウェザーニュースの利用者によって府内で観測された情報や、気象災害時の被害情報などを共有し、府民自らが自分に必要な情報を取得できるページ (http://weathernews.jp/gensai_osaka/)
国土交通省災害・防災情報	(http://www.mlit.go.jp/saigai/)
NHK気象・災害情報	(http://www3.nhk.or.jp/weather/)
Google災害情報	(http://www.google.org/publicalerts?hl=ja)
総務省消防庁災害情報	(http://www.fdma.go.jp/html/infor/)
気象庁防災情報	(http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html)

- ・この他、171、Web171、災害用伝言板、災害用音声お届けサービス、メール（携帯電話、パソコン）、IP電話、SNS、市区町村のホームページ等

参考2：行政機関の取組み

(1) 平常時

(ア) 情報提供体制の確保

企業等は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。このため、行政機関は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携を強化し、企業等が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

また、行政機関は、災害時に速やかな発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

(イ) 帰宅支援体制の確保

国や府、市町村、関西広域連合は帰宅者に対する支援として、災害時帰宅支援ステーション等の確保・明示を進めるほか、避難行動要支援者を中心とした代替輸送手段の確保等について、あらかじめ検討しておく。

また、混乱収拾時以降に帰宅困難者等を円滑に帰宅させるため、企業等に対して時差帰宅等の帰宅ルールの必要性についても周知しておく。

(2) 発災時

○企業等に対する災害関連情報等の提供

国や府、市町村、関西広域連合等は、関係機関と連携して、ホームページやSNS等様々なツールを活用して、災害関連情報等を提供する。

(3) 混乱収拾時以降

○帰宅支援の実施と情報提供

行政機関は、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、報道機関やホームページ、SNS等を通じて企業等に提供する。

参考3：施設内待機等にかかる計画（例）

これまでの企業として定めておくべき内容を集約したものを以下のとおり示す。

施設内待機等にかかる計画（例）

1. 基本的な考え方

（1）一斉帰宅の抑制の意義と当該計画の目的

南海トラフ巨大地震等が発生した際には、帰宅困難者等の大量発生による混乱を防止する観点から、一斉帰宅の抑制が求められる。このため、企業等においては、従業員等の施設内待機が重要であり、当該計画は、施設内待機等を適切に行うための手順等を示したものである。

（2）本計画に使用される用語の定義

- ・対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事務所内で勤務する全従業員
- ・計画が適用される施設の範囲（〇〇社本社ビル、別館 等）
- ・来所者（会議で来社した人、ショールームの見学者 等）

（3）一斉帰宅の抑制の基本方針の明記

（4）事業所周辺の被害想定・地域危険度の把握

2. 事前対策

（1）従業員等を施設内に待機させる際の判断基準

- ・国や府、市町村、関西広域連合等が発信する災害関連情報
- ・施設の安全点検のためのチェックリストによる施設の安全確認
- ・施設周辺の状況確認

（2）従業員等への周知

- ・発災時間帯や場所に依じて取るべきルールの周知徹底

（3）テレビ・ラジオ・無線機などの情報入手手段の準備

- ・情報入手手段の運用方法（電源の確保を含めた管理等）
- ・情報入手手段の数量、配置場所

（4）従業員等の安否確認手段の準備

- ・従業員等の安否確認手段の準備
- ・安否確認手段の使用方法等の従業員等への周知

（5）従業員等に対する備蓄の実施

- ・備蓄の整備方針（日数、対象人数、品目 等）
- ・整備済みの備蓄品の品目や数量

（6）建物の耐震性の確認やオフィスの家具類の転落防止対策等の実施

- ・施設の耐震性の確認（耐震性が不足している場合は必要な措置を実施）
- ・オフィスの家具類の転落防止対策

(7) 停電時に備えた非常用電源等の整備

- ・非常用電源による電源供給の必要な範囲の設定（非常用エレベーター、照明等）
- ・非常用電源の確保（稼働時間、燃料種類や容量 等）

(8) 来所者への対応

- ・来所者数の想定
- ・来所者向けの備蓄の種類や数量
- ・来所者用の待機場所の設定

(9) 近隣の事業所及び自主防災組織との協力体制の確立

- ・事業所周辺の災害対策活動に参加する場合の役割等について、近隣の事業所や自主防災組織と調整（協定締結等）
- ・参加する人員体制（総務部 名、営業部 名 等）

(10) 帰宅困難者対策訓練

- ・訓練の実施時期（震災を想定した自衛消防訓練の一部として実施）
- ・訓練の内容（従業員等の待機、備蓄品の配備、家族との安否確認 等）

3. 発災後の対応

(1) 出勤時間帯及び帰宅時間帯等、発災時間帯に応じた対応

- ・発災時間帯に応じ、自宅や事業所での待機等を従業員等に指示

(2) 施設の安全性の確認の手順

- ・施設管理担当の従業員等または委託業者が、あらかじめ定めたチェックリストによる建物内の被害状況の把握と施設の安全性を確認
- ・軽微な被害については応急措置を実施

(3) 従業員等の安否確認

- ・従業員等との安否確認の実施

(4) 情報の入手

- ・おおさか防災ネット、防災情報メール、テレビ・ラジオ 等

(5) 従業員等への対応

- ・備蓄品の配布や情報提供の手順 等

(6) 来所者への対応

- ・各部署にいる来所者数の把握方法
- ・来所者の待機場所への誘導の手順
- ・来所者に対する備蓄品の配布や情報提供の手順

(7) 事業所周辺の災害活動に参加する場合の体制

- ・周辺の事業者や自主防災組織との役割分担に基づく対応の実施
- ・地域への貢献・協力（町内の見回り、応急救護所の手伝い 等）

4. 混乱収拾後

(1) 従業員等の帰宅を開始させる際の判断基準

- 行政及び関係機関等から提供される災害関連情報等により判断
（例）公共交通機関の開通状況、道路の被害状況

(2) 帰宅ルール

- 帰宅グループの編成
- 連絡要員の指定など帰宅グループ内の役割分担
- 会社と帰宅グループとの間の連絡手順、予定される帰宅経路の設定 等

※南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域に立地する事業所等においては、津波被害が想定される際の計画について、別途定めておく必要がある。

帰宅困難者支援に関する協議会規約

（目的）

第1条 東日本大震災に伴う首都圏における大量の帰宅困難者発生の教訓を踏まえ、主に、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災時における迅速、円滑な帰宅困難者対策に資することを目的に、国や地方公共団体、事業者団体等（オブザーバー）からなる協議会（帰宅困難者支援に関する協議会（以下「協議会」という）を設立し、各事業者等の実行計画の策定に必要なガイドラインを作成することで、本ガイドラインを踏まえた事業者ごとの実行計画の策定を促進する。

（構成）

第2条 協議会は、別添一覧の者をもって構成する。

2 協議会に会長1名を置き、大阪府危機管理監が務める。

3 別添一覧の者が、やむを得ず欠席する場合は、その属する団体の代理の者が出席し、協議に参加することができるものとする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項を協議する。

（1）大規模地震発生時に帰宅困難となる者に対して各事業者等が取り組む課題の整理と各事業者等による実行計画に必要なガイドラインの策定。

（2）大阪都市圏内の主要ターミナルにおける混乱防止のためのガイドラインの策定

（3）いわゆる帰宅支援に係る課題整理とガイドラインの策定

（4）上記（1）～（3）に関わり必要な事項

（5）その他、本協議会の目的に密接にかかわる団体等においては、オブザーバー参加できるものとする。

（運営）

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、主催する。

2 本協議会の目的を達成するために、関係行政団体と十分な連携、協議に努めるものとする。

（組織）

第5条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大阪府政策企画部危機管理室防災企画課に設置する。

（入退会）

第6条 入退会は、事務局へ申し出た上で協議会に諮り決定する。

（その他の事項）

第7条 本会則に定めのない事項は、協議会で協議する。

附則

本会則は、平成26年6月26日から施行する。

別添一覽

■ 構成員

所属機関	部署・役職
近畿地方整備局	企画部長
近畿運輸局	総務部長
大阪市	危機管理監
大阪府	危機管理監

■ オブザーバー

所属機関	部署・役職
公益社団法人関西経済連合会	地域連携部長
大阪商工会議所	理事・総務広報部長
一般社団法人関西経済同友会	会務執行部長
日本労働組合総連合会大阪府連合会	事務局長
関西広域連合	広域防災局参事